

# 東京都教育者モラロジー研究会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、東京都教育者モラロジー研究会と称す。

### (事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー4F  
(公益財団法人モラロジー研究所 東京出張所)に置く。

### (目的)

第3条 本会は、教育基本法の理念とモラロジーの精神に基づいて、人間性豊かな国際人としての日本国民の育成を目指した教育、特に道德教育の充実向上発展に努める。あわせて、会員の品性向上の努力と、会員相互の親睦を図る。

## 第2章 事 業

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、東京都モラロジー協議会の支援を受けて次の事業を行う。

- (1) モラロジーの精神に基づいた教育の在り方の研修と、その実践を推進するため、必要な情報の収集、提供及び交換に関する事業。
- (2) モラロジーを基調とする学校教育に対する助成事業。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要とする事業。

## 第3章 組 織

### (組織)

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 団体会員（単位研究会を支援している事務所・支援団体）
- (2) 個人会員（本会の目的に賛同する者、その他）

## 第4章 役 員

### (役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 幹 事 7名
- (5) 庶 務 若干名
- (6) 会 計 若干名
- (7) 監査役 若干名

第7条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、役員推薦委員会で推薦し、東京都モラロジー協議会会長の了解を得て、総会で承認を得る。
- (2) 会長代行は会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (3) 副会長は、会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (4) 幹事は、会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (5) 庶務は、会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (6) 会計は、会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (7) 監査役は、会長が推薦し、総会で承認を得る。

#### (役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、すべての会務を総理する。
- (2) 会長代行は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。
- (4) 幹事は、各事務所、各地区協議会及び教育者の代表となり、情報交換を行う。
- (5) 庶務は、事務を総括する。
- (6) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (7) 監査役は、本会の会計と会務を監査する。

#### (役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は2年とする。ただし、留任を妨げない。

## 第5章 相談役及び顧問

#### (相談役及び顧問)

第10条 本会は、相談役及び顧問を置くことができる。

- (1) 相談役及び顧問は、会長が推薦し総会で承認する。

## 第6章 会 議

#### (会議)

第11条 本会は、次の会を置く

- (1) 正副会長会
- (2) 役員会
- (3) 定例会
- (4) 総会

#### (会議の議長)

第12条 本会の会議の議長は、会長が当たる。

#### (正副会長会)

第13条 本会の正副会長会は、次のものを構成する。会議は必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 会長の会務執行上必要な関係者
- 2. 正副会長会は次の事項を執行する。
  - (1) 役員会に提出する議案の検討に関する事項
  - (2) 会長が必要と認める事項の検討

#### (役員会)

第14条 本会の役員は、次のものを構成する。会議は必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長、副会長、庶務、会計及び監査役
- (2) 会長の会務執行上必要な関係者
- 2. 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画、予算、決算等の事項
  - (2) 総会に提出する議案の検討に関する事項
- 3. 役員会は、会務執行上必要な部及び特別委員会を設けることができる。

#### (総会、臨時総会の招集)

第15条 本会の総会は、会長が招集し、毎年一回開く。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

- 2. 総会又は臨時総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、書面をもって他の出席者に委任したものは、出席者とみなす。

#### (総会の議事)

第16条 本会の総会は、次の事を行う。

- (1) 会則の決定又は変更
- (2) 役員承認
- (3) 事業報告と決算承認
- (4) 事業計画と予算の議決
- (5) その他の決定

#### (総会の議決)

第17条 本会の総会の議決は、出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。役員会もこれに準ずる。

#### (総会の代行)

第18条 緊急止むを得ない事情により総会を開けない場合は、役員会の議決をもってこれに代えることができる。ただし、この場合は何らかの方法で会員に報告を必要とする。

## 第7章 会 計

#### (経費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって賄う。

#### (会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

(施行月日)

第 1 条 本会の会則は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

本会の会則、第 2 条（事務所）を変更し、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

(細則)

第 2 条 本会の会則の施行及び事業遂行についての細則は、役員会の議決を得て別に定める。